

[赤嶺奈津江議員 登壇]

○6 番 赤嶺奈津江さん 一般質問、ラストバッターです。ぜひ満額回答と言いますか、前向きな答弁をいただいて終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。一括で質問をしまして、再質問から一問一答でまいりますのでよろしくお願いします。

1. 就学支援制度で町民視点のまちづくりを。(1)第五次南風原町総合計画が策定に向け動き出した。今後のまちづくりに町民の声を反映するため、地域の実情に詳しい人材と連携する必要がある。集落支援員制度を活用してはどうか。(2)これまで集落支援員制度を検討したことはないか。(3)集落支援員は、区長・自治会長が兼任することもできる制度である。これからの自治会運営は、都市化する南風原町にとって大きな課題になると考える。専任・兼任含め制度の検討をしてはどうか。

2. 児童生徒の生活習慣病の予防を。(1)児童生徒の生活習慣病予防のための検査について以前にも平成26年3月定例会で質問しましたが、実施しているかどうかお伺いします。(2)児童生徒の生活習慣病に係る状況を把握できるようにしているか。(3)検査することを前提に検討するとの答弁があったと認識している。現在の状況はどうなっているか。

3. 教職員の採用計画についてであります。(1)南風原町は年々人口が増加して、町役場の業務も県からの権限移譲などもあり増えていると思う。これからの業務量を見込み、職員の増員を検討してはどうか。(2)ここ近年、正職員の採用に比べ、臨時・嘱託職員が増えているように感じる。現状はどうか。(3)臨時・嘱託職員は、雇用期間や業務内容が限定されている。正職員以外の増加では安定した住民サービスの提供ができないことも考えられる。臨時・嘱託職員の比重上限を決めておくなどの対応ができないか。以上、3点です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、集落支援員制度で町民視点のまちづくりを(1)についてお答えします。本町においては、現計画である第四次南風原町総合計画策定から住民参加による南風原町まちづくり住民会議を組織するとともに、随時会議録を公表し、パブリックコメントによる意見募集を行うなど広く住民の意見反映をさせた総合計画を策定いたしました。第五次南風原町総合計画においても、同様な方法による策定を予定しており、現時点で集落支援員制度による活用は予定しておりません。次の(2)と(3)は関連しますので一括でお答えします。これまで集落支援員制度の活用はしたことがありませんが、今後、制度の詳細を含め調査してみます。

質問事項2点目、児童生徒の生活習慣病予防を。これも(1)、(2)、(3)とも関連しますので一括して答弁いたします。町民の健康の保持・増進に向けて生活習慣病予防

は重要な健康課題であり、本町もその取組を推進しているところです。しかしながら、児童生徒の生活習慣病に係る状況把握については、学校保健安全法の中では健康診断の検査項目に含まれていないことから、現時点では把握できる状況にはなっていません。そのことから、生活習慣病予防に向けての児童生徒の状況把握が必要と考え、検査を実施する方向で検討しております。

質問事項 3 点目、町職員の採用計画について (1) です。ご質問のとおり、国・県からの事務・権限の移譲、町民の行政に対するニーズの多様化、各制度改正への対応、更に本町の人口増加による事務量は確実に増加しています。そのことから職員の増については、財政事情等を含め総合的に検討する時期に来ていると考えております。(2) についてです。正規の職員数に対する臨時・嘱託職員数の割合は、ご指摘のとおり増加傾向にあります。

(3) についてです。臨時・嘱託職員は、臨時的な事務への対応等、行政サービスの維持をしていくために必要と考えます。そのことから、正規職員との比率を定めることについては、育児等休業代替職員、臨時的・緊急的な対応等様々なケースが想定されること、更に財政事情も含めその時々判断が必要であることから難しいと考えます。以上です。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 答弁、ありがとうございます。集落支援員制度のことですけれども、私が質問した理由は、策定に向けてこの集落支援員制度を活用してはどうかではなく、策定後、いつかは来るであろう第六次に向けていろんな視点で支援員制度だったりいろんな制度を活用して地域住民からの意見を収集することが大事ではないかということからの質問です。実際、今の南風原町の自治会加入率についてはかなり低い率になっていますし、新川もそうですし、兼城、宮平、アパートやマンションが増えているなか自治会に加入してくれる方が少ない。また、そういった方々は加入したいという以前にあまり関わりたくないのかなど、けれども意見を言う場がなければ、また実際納税をいただいているわけですから、自治会にものを言えなくても町にどうやって欲しいということを伝えたい部分はあると思うのですね。そういったことと言えば、集落支援員制度が自治会加入へのきっかけになるのではないかという視点からの質問です。この制度を活用する予定はないとのことですけれども、実際この質問をする以前からこの集落支援員制度を知っていたかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回の議員からの質問を受けて初めて知った制度でございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。平成20年ぐらいから動き始めた制度のようですが、県は平成25年度から全自治体へということで市町村の議会議員にも周知して欲しいと通知は来ていたのではないだろうかと思われ、総務省のホームページではそういう資料が入っていました。本日、その資料もお配りさせていただいたのですが、「この対策は、過疎地域に所在する集落や高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定しない」ということですので、ある一定の縛りはあるのかも知れませんが、ある程度地域に根差した、そういった意見を集約する集落支援員制度を活用して欲しいというものなのかと私は捉えています。限定しないのであれば、支援員1人当たり350万円、また他の業務との兼任があれば1人当たり40万円の財源手当が出てくる、出してもらえるとすれば、そういった制度を活用しない手はないのではないかと思います。他との交流をなかなか取らない町民の方からすれば、意見を伝えてくれる場があるとか、伝えてくれる人がいるということであれば自治会への考えが変わって、地域に貢献しようとか、自分にできることが何かないかというように係わってくれると思うのです。そういったことから考えれば、(1)で現時点は予定していないということで、(2)に関連しますが詳細も今から調査しますとのことでありまして、南風原町としてメリットは大きいと思うのですがいかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどもお答えしましたが、議員からのご質問でこの集落支援員の制度があると知りました。これを見たとき、先ほど議員からございましたように、過疎地域や高齢者比率が一定以上の集落が限定ではないと、もしかしたら最初の目的はそのへんだったのかということがうかがい知れます。われわれの実情、南風原町の場合、月2回の区長会、地域では役員の皆さんもいますし、班長の皆さん、コンパクトな地域でもありますし、意思の疎通と言いますか当然おっしゃったような振興住宅の場所とか地域では少し課題があるのですが、本町においてはこのへんのコミュニケーションは取れているのかとは感じました。ただやはり、こういった制度の勉強不足なところがございます。それも含めて先ほど副町長が答弁したように、この詳細と本当の部分のニュアンスと言いますかそのへんを情報収集してみたいというのが今の時点の考えであります。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。たぶん私も突き詰めて、この制度は絶対こうなのと言えるものはありません。私も総務省のホームページだったり、いろんな市町村の事例を見たりして勉強するしかなかったのですが、実際に見て見ますと、

総務部長がある程度コンパクトにできているので意思の疎通がとおっしゃっておられましたけれども、私たち新川でも区長が自治会からですよと言ってアパートをノックしてもドアを開けない方がほとんどです。そういったことからすれば、これだけ人口の増減と言いますか増加のほう激しい場所ではやはりコミュニケーションを取る方法がだんだん少なくなってくるのかと、マンションにおいては中に入ること自体できないことがほとんどです。意見を収集する場所、第四次総合計画でも第五次総合計画でもそうですがパブリックコメントをいただくとのことですがそういった発言する場所を知っている方は発言できると思いますが、知らない方の見えない声、聞こえない声を聞くのがこの集落支援員制度なのかと私は思っています。自治会長が兼任できるということですがけれども、地域のあり方、行政関係者だった方、いろんな方をお願いできるということで、中にはNPOをお願いすることもできるとあります。地域のチェック票というのが総務省からありまして、あとでお渡ししますが、地域に65歳以上で暮らしている方は何世帯ですか、先ほど勇議員からあったようにそういった調査もこの支援員の方がやったり、また、新川区や宮城、大名もそうですが、今はバスが通りません。通っても朝2本、夕方2本、昼間どこかに行こうと思っても兼城方面に向かうバスがなかったりということで買い物難民と呼ばれている方もいらっしゃるのです。高齢者で近くに身内もない、同じ年代の友人はいるけれども、同じ年代の友達も皆もう免許がないとか、そういった方たちはなかなか買い物ができないのが実情なのです。そういった方たちからどういった支援が欲しいのか、どういったことを望むのかを町との間で橋渡し、意見の収集だったり調整だったりがこの支援員でできるということですので、ぜひ前向きに、早めに対応していただければ若い南風原町、若い方が多いと言われているのですけれども、若い方も意見を言う場所がない、年を重ねた先輩方もなかなか言う場所がないということですので、ぜひこういった支援員制度を活用していただきたいと思っております。前向きに調査されるとのことですので、財源手当てもありますので、ぜひ校区であったりその地域の実情に合わせて、また名護市に2人だそうで、また粟国にもいらっしゃるそうです。今帰仁も自治会長でしたか兼任でやっているところもあります。その地域の実情に合わせて校区に1人だったり中学校区に1人だったりいろいろなパターンでできるということでもありますので、勉強をしていただいて前向きに活用いただけたらということをお願いしたいと思います。

児童生徒の生活習慣病予防をということで、やる前提で答弁もされたし検討しているとのことでもありますけれども、前回は検討だったと思うのですね。近隣でも南城市がやっていたし、できない理由というのは学校の問題だけなのか、もう少し早めに対応できるのではないかと思うのですけれども、これだけ検討に時間を要している理由はこういったことがあるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。平成26年の定例会で前向きに検討していきたいと答弁をしております。この児童期における生活習慣病予防、その実態を把握することに関してはわれわれも必要性を感じております。ただ、可能な限り他の財源と言いますか、例えば一括交付金を活用するなど申請して認めてもらいたい、そういう取組も進めながら可能な限り早いうちにやっていきたいとは思っております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。現場でもやはり早くやらなければいけないと理解されているとのことで、あとは財源の問題ということですが、町長が中学生までの医療費を無料にして子どもたちへの手当を充実させたことは早めに対応すれば重症化することもないし大人になっても安定した生活を送ることができるということだと思います。この生活習慣病のチェックというのは、発病する前ですよ。危ないからそろそろ手を打たなければいけないという子も実際にいるはずなのです。私事ではありますが、このあいだ出張の時に体調を崩して病院に入院したら、これだけがちりした体形なのに栄養不足だと言われました。実際考えましたら、あれもまずかった、これもまずかったということがありました。子どもたちもそうだと思うのです。お腹一杯していればいい、ではないのです。お腹一杯にするものが何なのか。野菜なのか、肉なのか、お菓子なのか。そういったことを教育していくためにも、あなたの体がどういう状態なのかと教えることも大事だと思うのです。一括交付金が使えたらいいということではありますけれども、それはなくなってしまったらまた別の手当を探さなければいけないわけですから、その前提からすれば私は単費だろうがやるべきだと思うのです。そういった点から、町長にぜひ答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。議員おっしゃいますように、発症してからでは遅いです。ですから、南風原町は妊婦の時期から生活習慣病にならないような取組ということでこれまでも保健師さんと一緒に取り組んでおります。しかしながら、ご指摘のように学齢期において学校保健法の中ではこの生活習慣病に関する検査項目等で足りないところがありまして把握できない部分があります。ですから、予防のためにも将来的に生活習慣病にならないためにもその検査は必要であると十分理解しております。本町に「健康はえばる21」という計画がございます。この計画の中でも対策として学齢期への保健指導の推進として小中学校の養護教諭との課題の共有とかた肥満傾向児の実態把握とか、学童期の生活習慣病予防の学習だとか、健康教育の面で対策しなければいけないということでもあります。しかし、健康教育を強化する上ではやはり検査して実態が分からなければ強

化もできない、検査が必要であるという認識は持っておりますので財源の確保も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 26 分）

再開（午後 2 時 26 分）

○議長 宮城清政君 再開します。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。私は町長と親子かと思うぐらい似ているのですけれども、子どもたちのうちから健康管理は大事ですので、執行部にもぜひできるようにお願いしたいと思っております。私の子どもたちは体脂肪率 8 パーセントということ、彼らのものが私にきているのかと思うぐらい節制しなければいけないかと思っているのですけれども、小さいうちからの健康管理、実際食べ物で体は作られていますので、ぜひそういった教育をやりながら、また自分の体調を確認させる上でも、また親御さんにも認識させなければいけないことです。数値で表われれば親も納得して、やらなければいけないとなると思っておりますのでぜひお願いしたいと思っております。

では 3 番にいきたいと思っております。町職員の比率ということで、今後検討していかなければいけないことは執行部もそう思うとの答弁でしたので、今後考えていかれるだろうと認識しました。私が臨時・嘱託と言っているのは、病休職員の臨時、病休や介護休、産休の方への臨時ではなくて、最初から恒常的に臨時を充てる業務があるのであれば、反対に対策として別に打てる制度はないのか。以前、民間委託の検討もあつたり、福祉も別へ委託ということが出てきましたけれども、そういったことから比重の置き方、増減のあり方というのは、全体で何パーセントではなくて、介護休、病休、産休の方を抜いた割合をある程度置いておかなければ、どんどん逆転の現象になって、臨時の方たちが専門化してしまつてこの人がいないと業務ができないとなつては困るわけです。実際、そういうことが別の市町村でありまして、この職員がいなければ分からないということがあつては困るのです。ですから、専門化させるのではなくて、臨時的な、選挙がある年だったり国勢調査があつたり、そういったときの臨時は分かりますし、窓口でも分かる部分はあるのですけれども、やはりある程度の比重の置き方を考えなければ、安心してできない。臨時は 1 年に 1 回変わりますし、嘱託も 3 年に 1 回変わりますので、ある程度そういった比重は置くべきだと思います。その点、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおり、様々な担当部署で臨時・非常勤の皆さんにはがんばっていただいております。ありましたように、病休・育休等の休職の方々に臨時

職員を充てております。もう1つ、臨時職員の業務というもので充てているのですが、恒常的にこの部署のこの担当に臨時は付いているというようなことは把握して、特に最近の制度として新子育て支援であるとかそういった重点的に事業を比重として置かれている業務については、近い将来、検討は必要だろうと考えております。最近までは国家公務員も含めまして、公務員の数は減らせ、人件費も減らせというのが社会の風潮でございまして、これをどう乗り切るかというものを考えるので実際のところ精一杯でございました。社会もいろいろ変わってきておりますので、今般はやはり腰を据えて、今後の自治体運営のあり方、トータルで考えていく必要があると思っておりますが、割合を定めることにつきましては、どうもこれが良い部分も悪い部分も出てくるのかということがございますので、それはそれとして柔軟性を持ちながら対応していく必要もあるのではなかろうかと考えています。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。平成25年度から平成26年度、平成27年度と数値をいただきましたけれども、正規職員が199名、嘱託が123名、臨時が195名、計517名。正規構成比率が38パーセントということで、幼稚園などで臨時の方が多いことでもありますけれども、そういったなかでも38パーセント。もし199名で町民をみたとして、1人当たり190名の方を支えている計算になるのですよね。臨時の方も合わせて517名であれば、1人当たり73名の方をみている考え方になります。これからいけば、正職員の方が病休で休まれたり、引継ぎができない状態になったときに、全部が臨時の方となっても困りますし、そういった比重の置き方、ここまでくればイエローゾーン、ここにきたらレッドゾーンという目安でもいいと思うのです。それは持つべきだと思いますので、そういった目安、限度を決めるのではなくて目安としてここにきたらレッドゾーンだなと言えるような自分の中の認識さえ持てばいいと思います。住民サービスが充実していれば住民の方はたぶん分かってくれると思います。自分たちもこれだけの業務をこなせているのは彼らだからと言えると思うのです。それだけ充実した内容にしていただければいいだけですので、今後の採用のあり方、臨時の方たちも大事ですし、嘱託の方たちががんばっているのは事実ですので、今まで臨時でいた方を正職だったり、嘱託だった方は役職を正職だったりという考え方もできると思いますので、そういったことも検討していただければと思います。それだけお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。